

長久手市地域防災計画修正(案)の概要について

説明項目

- 1 長久手市地域防災計画の修正(案)要旨
- 2 今後の予定

説明項目

- 1 長久手市地域防災計画の修正(案)要旨
- 2 今後の予定

修正事項

- 地域防災計画修正の根拠
 - 1 防災基本計画の修正を踏まえた修正について
 - 2 愛知県基幹的広域防災拠点について
 - 3 水防法等の改正を踏まえた修正について
 - 4 県防災ヘリコプターと名古屋市消防ヘリコプター
の一体的運用について
 - 5 安否不明者等の氏名公表について

長久手市地域防災計画の修正(案)要旨

○ 地域防災計画修正の根拠(P1)

・市町村地域防災計画とは

災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画

毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正を行う。

(災害対策基本法第42条)

・市町村防災会議の所掌事務

地域防災計画の作成、修正(災害対策基本法第16条)

長久手市地域防災計画の修正(案)要旨

1 防災基本計画の修正を踏まえた修正について (P1～P4)

- (1) 消防団員等が参画した防災教育
- (2) 避難所等における各種対策
- (3) 防災関係機関相互の連携
- (4) その他の修正

長久手市地域防災計画の修正(案)要旨

1 防災基本計画の修正を踏まえた修正

(1) 消防団員等が参画した防災教育(P1)

地域防災力の中核を担う消防団や自主防災組織が参画し、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において、体験的・実践的な教育の推進に努めることを追記

⇒ 防災教育は、教育課程に位置づけて実施し、とりわけ学級活動(ホームルーム活動)、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮するとともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。

長久手市地域防災計画の修正(案)要旨

1 防災基本計画の修正を踏まえた修正について

(2) 避難所等における各種対策(P2~P3)

- 福祉避難所において、医療的ケアを必要とする者に対して、人工呼吸器や吸引器等に係る医療機器の電源確保等に配慮するよう努めることについて追記
- 市が実施する避難所等における炊き出しに際して、従来の栄養指導や食生活支援・相談に加えて、食物アレルギーを有する者のニーズ把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料等の確保等に努めることを追記

長久手市地域防災計画の修正(案)要旨

1 防災基本計画の修正を踏まえた修正について

(3) 防災関係機関相互の連携(P3~P4)

- 効率的な救助・救急活動のため、県、市及び防災関係機関において、「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図ることについて追記
- 各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するとともに、平時からタイムラインを活用した訓練や研修等を実施し、タイムラインの効果的な運用に努めることについて追記

土砂災害に備えたタイムライン(抜粋)

土砂災害に備えたタイムライン							愛知県	
時間	気象情報		愛知県 総務課 052-954-6560 尾張建設事務所 052-951-7211		長久手市 土木課 0561-56-0621 安楽課 0561-56-0611		住民等の避難行動	
	大雨の放日～1日程度前	警戒レベル1 早期注意情報 台風説明会	砂防課 事務所	砂防課 事務所	土木課 安楽課	安心安全課 防災 消防	①テレビ・ラジオ・インターネット等で気象情報等を収集	
	大雨の1日～4時間程度前	警戒レベル2 大雨注意報	砂防課 事務所	砂防課 事務所	土木課 安楽課	防災 消防	②気象情報・警報等の確認 ③ハザードマップ等による避難所・避難ルートの確認 ④防災グッズの確認 ⑤自宅周辺状況の確認	
大雨の2時間程度前	警戒レベル3 大雨	第2非常配備準備態勢		第2非常配備準備態勢		土木課 安楽課	高齢者・要配慮者避難開始 ⑥高齢者等避難の受信 の避難指示に備えた避難準備	
大雨となる		砂防課 事務所	砂防課 事務所	土木課 安楽課	防災 消防			
		①気象情報の収集	○	○	①気象情報の収集(土砂災害危険度情報等)	○	○	○
		②台風説明会の参加	○		②担当職員との連絡体制確立	○	○	○
		③防災安全協定業者への連絡体制の確認		○	③消防団等への注意喚起			○
		第1非常配備						
		④警戒判定メッシュの確認・把握	○	○	④避難場所の開設準備		○	
		第2非常配備準備態勢		第2非常配備準備態勢				
		⑤土砂災害警戒情報の発表準備	○		⑤消防団等の待機			○
					⑥警戒判定メッシュの確認・把握	○	○	○
					⑦要配慮者の支援を避難支援者に連絡		○	
					⑧非常配備班の呼集、消防団員呼集検討		○	
					⑨警戒判定メッシュで発令範囲を判断		○	
					⑩避難場所の開設		○	
					⑪高齢者等避難の発令		○	
					⑫高齢者等避難を住民、要配慮者利用施設へ伝える		○	

気象情報の発表に従って県、市及び住民等が実施する事項を時系列で記載したもの

長久手市地域防災計画の修正(案)要旨

1 防災基本計画の修正を踏まえた修正について

(4) その他の修正(P4)

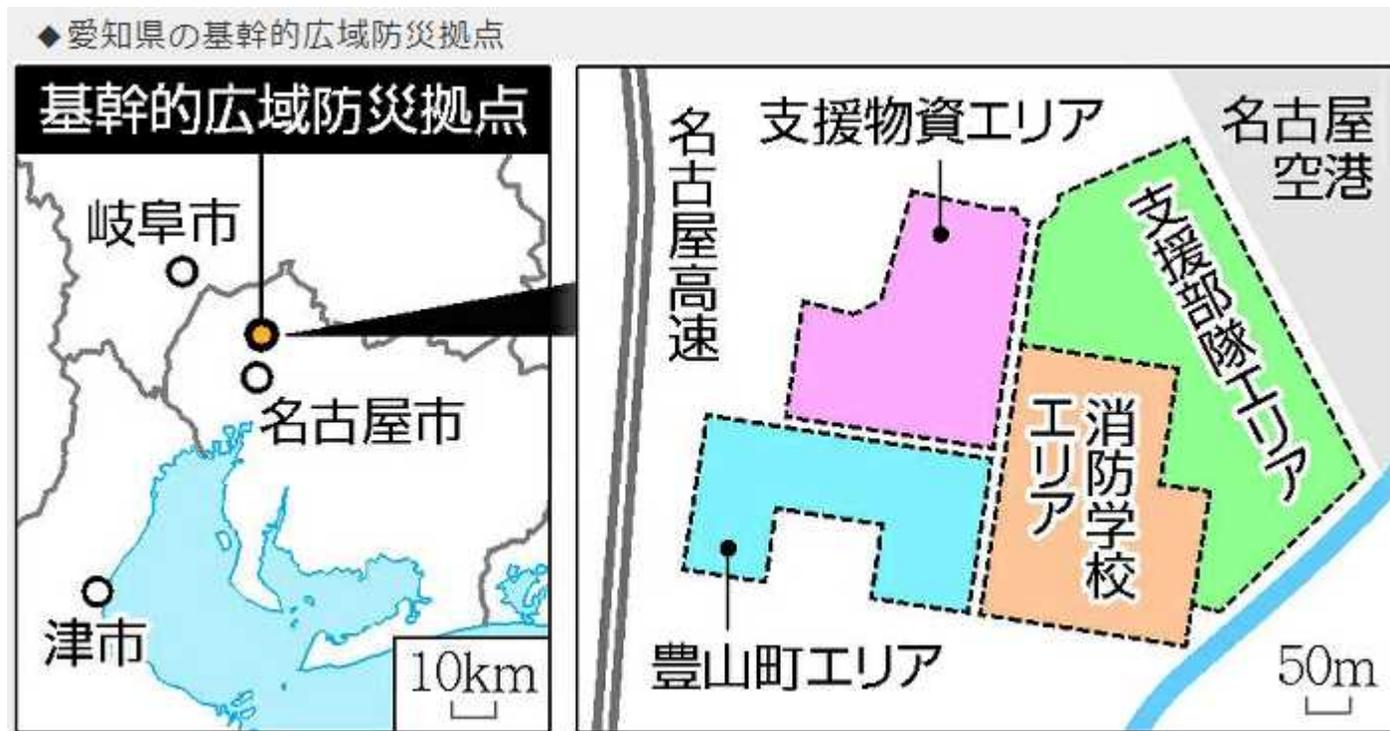
- 従来の「台風」に加え、「線状降水帯」についても、大雨発生が予想される状況を住民に対して分かりやすく適切に伝達すべきものとして追記
- また、市において、避難指示等の発令に際して相談する相手方の例示として、気象防災アドバイザーを追記

長久手市地域防災計画の修正(案)要旨

2 愛知県基幹的広域防災拠点について(P5)

県が名古屋空港北西部(豊山町・青山地区)に愛知県基幹的
広域防災拠点として消防学校や愛知県防災公園を整備し、拠点
の本部機能を確保するとともに、これを自衛隊等のベースキャン
プ用地や、支援物資の受け入れ県内全域への供給に必要な物
資ターミナルとすることについて追記

愛知県基幹的広域防災拠点



愛知県が2025年度末までに整備（総額350億円の見込み）

○拠点内：「消防学校エリア」（6.1ha）
「支援部隊エリア」（8.4ha）
「支援物資エリア」（4.7ha）の3エリアに分ける。
合計（19.2ha）

長久手市地域防災計画の修正(案)要旨

3 水防法等の改正を踏まえた修正について(P6~P7)

- (1) 要配慮者利用施設に係る避難確保計画及び避難訓練に対する市長の助言・勧告について
- (2) 要配慮者利用施設における避難訓練の実施及び報告について

長久手市地域防災計画の修正(案)要旨

3 水防法等の改正を踏まえた修正について

- (1) 要配慮者利用施設に係る避難確保計画及び避難訓練に対する市長の助言・勧告について(P6)

市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難計画の作成及び避難訓練の実施に関し、市長による助言又は勧告が可能になったことについて追記

- (2) 要配慮者利用施設における避難訓練の実施及び報告について(P6～P7)

要配慮者利用施設の所有者又は管理者において、避難訓練の実施に加え、市長への結果報告が義務化されたことについて追記

市内の要配慮者利用施設の計画の作成 及び避難訓練実施状況

施設名	避難確保 計画作成 状況	避難訓練実施及び報告				危険区分
		令和3年度		令和4年度		
		実施	報告	実施	報告	
愛知たいようの杜	作成済	○	○	○	○	土砂災害 警戒区域
根嶽1201						
もりの幼稚園	作成済	○	○	○	○	土砂災害 警戒区域
根嶽1210						
さがみねハウス	作成済	○	○	○	○	土砂災害 警戒区域
岩作三ヶ峯3-315						
たかぎ作業所	作成済	○	○	○	○	洪水浸水 想定区域
下川原4-35						

長久手市地域防災計画の修正(案)要旨

4 県防災ヘリコプターと名古屋市消防ヘリコプターの一体的運用について(P8)

県の防災力の向上を図るため、地方自治法第252条の14の規定に基づき、県が所有する防災ヘリコプター「わかしゃち」の運航を名古屋市へ委託し、名古屋市所有の消防ヘリコプター(ひでよし・のぶなが)と一体的に運用することについて追記

※第252条の14(事務の委託)

普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

防災ヘリコプター等の種類

県：わかしゃち(2017.7~)



名古屋市：
ひでよし(2015.3~)



国の新基準で

防災ヘリを操縦士1人で運航できなくなり、県は既に操縦士2人体制を確立している名古屋市に委託した方が利点が多いと判断したもの。

名古屋市
のぶなが(2007.1~)



長久手市地域防災計画の修正(案)要旨

5 安否不明者等の情報収集及び氏名公表について(P9)

行方不明者だけでなく「安否不明者」の情報収集に努めるとともに、昨年度県が整理した「災害時における安否不明者・行方不明者・死者の氏名の公表方針」に基づき公表のための条件について検討することについて追記

⇒ なお、安否不明者・行方不明者・死者の氏名の公表については、県が定めた公表方針に基づき公表のための対応について検討するものとする。を追記

災害時における安否不明者・行方不明者・死者の氏名の公表方針について

1 経緯

令和3年7月3日、静岡県熱海市で発生した土石流災害において、安否不明者の名簿が公表され、多くの安否確認につながる結果となった。

しかし、安否不明者・行方不明者・死者の氏名の公表については、被災者の救出・救助等の観点から、公益的な意義がある一方で、個人情報保護や遺族・家族等の心情への配慮も必要であることから慎重な対応が求められている。

災害時には、被害状況の把握、救出・救助活動、被災者支援等、膨大な事務が生じる中、安否不明者・行方不明者・死者の氏名の公表の考え方をあらかじめ整理し、円滑な情報発信を行うことで、迅速かつ的確な災害対応につなげるよう、県が公表する際の方針を整理(2021年7月)したもの。

2 愛知県の公表方針

○ 安否不明者・行方不明者の氏名公表

愛知県個人情報保護条例第7条第2項第4号

(個人情報の利用の適用除外)

「人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急を要し、かつ、やむを得ないと認められるとき」に該当するものとして氏名を公表し、早期の安否確認につなげる。

(以下の全てに該当する場合)

①氏名を公表することで救出・救助活動の円滑化・迅速化に資すると見込まれること。

②市町村において住民基本台帳の閲覧制限が措置(※)されていないこと

※ ストーカーやDVの被害者など、所在情報を秘匿する必要がある方を保護するための措置

2 愛知県の公表方針

○ 死者の氏名公表

県個人情報保護条例(個人情報の利用)の適用除外には該当しないが、プライバシーや遺族の心情への配慮も踏まえ、以下の全てに該当する場合に、氏名を公表する。

- ①死亡の事実及び身元情報が確定していること。
- ②市町村において住民基本台帳の閲覧制限が措置されていないこと。
- ③(死者に遺族がいる場合)遺族の同意があること。

○ ただし、災害の状況や被災者の事情等はその都度異なるため、実際の公表にあたっては、関係市町村の意向、県警察との調整等を踏まえ、災害の態様等に応じて、個別の判断の上、公表する。

3 県の公表方針を踏まえ市が検討する事項

調整相手	個人情報保護条例を所管する課(行政課)
区分	検討する事項
安否不明者・ 行方不明者	・ 個人情報保護条例に定める※「個人情報の利用及び提供制限の例外規定等」の 適用判断についての事前協議 (発災後72時間以内に氏名公表することが求められる。)
死者	・ 個人情報の 利用を認めることの判断について事前協議 (プライバシーや遺族の心情への配慮を踏まえ、遺族の同意が公表の条件)

※「個人情報の利用及び提供の制限」に係る適用除外規定

○長久手市個人情報保護条例(第10条第2項第6号)
審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があると実施機関が認めるとき

説明項目

1 長久手市地域防災計画の修正(案)要旨

2 今後の予定

3 今後の予定

	令和4年度		令和5年度	
月	2月	3月	5月(予定)	3月(予定)
予定		防災会議		防災会議
令和4年度修正	尾張県民事務所との 事前協議	R4年度市計画 (修正案)の承認	県からのR4年度 市計画(修正案)の 承認報告受	
令和5年度修正			県からのR5年度県計画 (修正案)を受領	R5年度市計画 (修正案)の承認
			尾張県民事務所との 事前協議	
			県計画(修正案)に基 づき市計画を修正	